

知財法務の勘所Q & A (第3回)

企業と大学の共同研究について (英国のランバート・ツールキット、日本の「さくらツール」の紹介)



アンダーソン・毛利・友常法律事務所
弁護士・弁理士 岩瀬 吉和

企業と大学との間の共同研究は、近時、件数、規模とも増え続けています。本稿では、この企業と大学の共同研究という古くて新しいテーマについて、幾つかのQ (トピック) を取り上げて説明し、また、最後に当事務所が昨年度より文部科学省から受託している事業についてもご紹介いたします。

Q1 近時、大学と企業の共同研究は、どれくらいの規模で行われているのですか？

A1 文部科学省 (以下「文科省」といいます。) は、平成15年度から、国・公・私立の大学・短期大学・高等専門学校 (以下「大学等」といいます。) における産学連携等の実施状況について調査結果を発表しています¹。

平成15年度には、共同研究の実施件数が約9000件、企業側から大学に対し、共同研究について支払われた研究費の総額が216億円であったのが、平成27年度には、実施件数が約20,000件、同研究費の総額が450億円を超え、約10年間で、いずれも倍増しています。1件あたりの研究費の額は、平均すると、概ね200万円ということになりますが、政府の「日本再興戦略2016」(平成28年6月閣議決定) では、「・・・これまで研究者個人と企業の一組織 (研究開発本部) との連携にとどまり、共同研究の1件あたりの金額が国際的にも少額となっている産学官連携を、大学・国立研究開発法人・企業のトップが関与する、本格的でパイプの太い持続的な産学官連携 (大規模共同研究の実現) へと発展させる。具体的には、2025年度までに大学・国立研究開発法人に対する企業の投資額を OECD諸国平均の水準を超える現在の3倍とすることを目指す」とされています。

1 文科省ホームページ産学官連携の実績 http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/sangaku/sangakub.htm

2 文科省ホームページ
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/12/1380114.htm
経産省ホームページ

<http://www.meti.go.jp/press/2016/11/20161130001/20161130001.html>